

2025/3/1 制定

## HOP クラブ会員サービス利用規約

このたびは HOP クラブへの入会申し込みをいただきまして、誠にありがとうございます。  
当社のクラブ会員制度につきましては『HOP クラブ会員サービス利用規約』をあらかじめ  
よくお読みいただき、十分ご理解の上お申し込みをいただいております。

### 『HOP クラブ会員サービス利用規約』

#### 第 1 条(目的)

HOP クラブ会員サービス利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社ワンストップ  
HOP(以下「当社」といいます)が運営する HOP クラブへの入会等に関して必要な事項を定  
めるもので、HOP クラブへの入会申込者及び HOP クラブの会員(以下「会員」といいます)  
に適用されます。

#### 第 2 条(申込者の資格)

HOP クラブへの入会を申し込むためには、入会申込者は『笑顔相続コンサルタント養成講  
座 NEXT』『笑顔相続道®NEXT』『成長企業の創り方セミナー』のいずれかを受講済みの個  
人であるものとします。

#### 第 3 条(契約の成立)

- 1.HOP クラブへ入会するためには、入会申込者は当社と HOP クラブ会員契約(以下「本契  
約」といいます)を締結するものとします。
- 2.入会申込者は、所定の Web ページからの申し込みをしたときに、本規約に同意のうえ本  
契約の申し込みをしたものとします。

#### 第 4 条(HOP クラブ会員サービス)

- 1.当社が本契約に基づき会員に対し提供するサービス(以下「本サービス」といいます)の内  
容は以下のとおりです。
  - (1)HOP クレドの贈呈
  - (2)HOP グループが開催する対象セミナーの受講料割引 (諸条件あり)
  - (3)会員向けセミナー・イベントへのご招待
  - (4)その他
- 2.本サービスの提供開始日は、本契約の成立日の属する月の翌月 1 日からとなります。

## 第5条(HOP クラブ会費及び支払い方法)

- 1.HOP クラブ会費(以下「会費」といいます)とは、当社が会員に対し本契約に基づき提供する本サービスに対する対価をいうものとします。
- 2.会費は 3,300 円(税込)です。
- 3.支払は口座振替またはクレジットカード決済によるものとします。  
※会費は消費税率 10%で計算されており、消費税率が変更された場合は変更後の価格となります。

## 第6条(契約期間及び契約の更新)

- 1.本契約の契約期間は、本サービス開始月から1年間とします。
- 2.契約の更新に関して、本契約終了1か月前までに退会の申し出がない場合には、本契約終了月からさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
- 3.本契約終了(解約、解除等による場合を含む)後であっても、第9条、第10条、第15条及び第16条については有効とします。

## 第7条(退会)

- 1.会員は、当社に対し、本契約成立日から本契約終了日までいつでも退会の申し出をし、本契約を終了し、退会することができます。
- 2.退会の申し出はメールによるものとし、そのメールを当社が受領した日を退会申し出日とします。
- 3.本契約成立日から1年未満で退会する場合、それまでに適用されたセミナー受講料の割引は無効となり、割引分の差額をお支払いいただくものとします。

## 第8条(クーリング・オフ)

- 1.お客様は、お申込みの際にお客様に送信される自動返信メールを受領した日を含めて8日間を経過するまでは、当社に対し書面を提出(送付)することにより、無条件に本契約の申込みの撤回又は契約が成立した場合には契約の解除(以下併せて「クーリング・オフ」といいます。)をすることができます、その効力は書面を発信したとき(郵便消印有効)から生じます。なお、お客様が、クーリング・オフに関して不実のことを告げられたことにより誤認し、又は威迫されたことにより困惑してクーリング・オフをされなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含めて8日間を経過するまではクーリング・オフをすることができます。
- 2.お客様がクーリング・オフをされた場合は以下のとおりとなります。  
(1)当社がお客様に対し損害賠償又は違約金の支払を請求することはありません。

(2)お客様が当社に対し既に代金、対価等の全部又は一部を支払っている場合には、当社は速やかにその全額を返金いたします(銀行振込でご返金を希望する場合、振込手数料は当社が負担いたします。)

(3)お客様は、すでに引渡された商品の当社の引取りに要する費用、移転された権利の返還に要する費用などを支払う必要はありません。

(4)お客様は、引き渡された商品を使用されたときも商品の使用により得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。

(5)お客様は、権利の行使により施設を利用され又は役務の提供を受けたときも権利を行使して得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。

(6)お客様は、当該契約に基づき役務の提供を受けたときも当該契約に基づく対価を支払う必要はありません。

(7)お客様は、役務の提供に伴いお客様の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

※法人申込の場合はクーリング・オフ適用外となりますのでご注意ください。

## 第9条(守秘義務)

1.当社及び会員は、本サービス利用により知り得た相手方の一切の情報を秘密情報として、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に対し開示又は漏洩しないものとします。

2.前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、秘密情報に含まれないものとします。

(1)既に公知の情報

(2)開示後、自己の過失又は本契約の違反によることなく公知となった情報

(3)相手方から開示を受ける前に自ら知り得ていた情報

(4)相手方とは無関係の情報源から適法に得た情報

(5)開示された情報と無関係に独自に開発した情報

## 第10条(個人情報)

当社が本契約に関して会員から提供を受けた個人情報については、当社は、正当な事由がない限り、本サービスの提供等の本契約に関する事項及び当社から各種ご案内等のご連絡のためにのみ使用し、その目的の範囲を超えて利用することはありません。

## 第11条(契約の解除)

会員が次の各号の一に該当した場合、当社は会員への催告その他の何らの手続を要することなく、本サービスを停止し、又は本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

- (1)本規約の各条項の一に違反したとき
- (2)法令に違反した場合(報道の有無を問いません)などで、会員が本サービスを継続することが当社又は会員の利益若しくは信用を阻害するおそれがあると当社が判断したとき
- (3)上記各号に準ずる事由が生じたとき

#### **第 12 条(損害賠償)**

会員は、本規約の条項に違反し当社に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、当該損害について賠償する責任を負います。ただし、会員の責に帰することができない事由から生じた損害については、その賠償責任を負わないものとします。

#### **第 13 条(本規約の変更等)**

当社は、会員にあらかじめ通知することなく、本規約の全部又は一部を将来に向かって、追加、削除、変更又は廃止をすることができるものとします。ただし、既に成立している契約については、そのままの内容とします。

#### **第 14 条(協議)**

本契約及び本規約に定めのない事項、又は本件契約及び本規約の解釈に疑義が生じた場合には、入会申込者又は会員と当社は誠意を持って協議し解決するものとします。

#### **第 15 条(準拠法)**

本契約及び本規約は日本国法に準拠し、同法によって解釈されます。

#### **第 16 条(裁判管轄)**

会員は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何に係わらず、当社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上